

中川副小学校 いじめ防止基本方針

令和7年 4月 4日

佐賀市立中川副小学校

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「中川副小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめに対する基本的な考え方

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って、事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに達成感・成就感を味合わせる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道德の時間や学校生活全般の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つよう努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ事案への対応についての理解を深める。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、どの職員にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・保護者に対して、学校だよりやPTA総会の中で、児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・地域に対して「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、ふれあい道德の授業公開や学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

＜いじめの未然防止につながる教育活動＞

- ・毎月1日の「いじめ・いのちを考える日」の取り組み（アンケート実施など）
- ・「いじめ0のやくそく」を学期の初めに全校児童と確認するとともに、目にふれる場所に掲示する。（2階渡り廊下）
- ・縦割り活動（縦割りグループで、花壇のお世話、縦割り掃除、縦割り遊びなどを一緒に行うことで、リーダー性や協調性、思いやりの心の育成を図るようにする。）
- ・人権集会（全校で劇やビデオを視聴したり、絵本の読み聞かせを聞いたりして、人権について深く考える時間を設定する。）
- ・よさ見つけ（職員が子どもたちのがんばりやよさを見つけ、放送して紹介する活動。）

4 いじめの早期発見の取組

- ・いじめに関するアンケート調査を年間2回実施し、結果から児童の様子の変化等を教職員全体で共有する。また、毎月、「こころのアンケート」を実施する。
- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場（子ども支援会議）を設ける。
- ・担任以外の教職員が子どもの様子で気になることがあれば、すぐに担任と共有することができる教職員間の風通しのよい関係性を築く。

5 いじめ事案への対応

- ・児童へは、いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応する。
- ・いじめに関する相談やいじめが疑われる相談を受けた教職員は、事実関係を早期に把握する。その結果を管理職に報告するとともに、校内いじめ対策委員会を通して情報を共有し、対応策を考え、迅速に対応して問題解決に努める。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携して行い、再発防止に努める。

6 ネットいじめに対する対応

- ・情報モラル教育に計画的に取り組んでいく。
- ・中学校区の各学校とも連携し、スマートフォンやゲーム機の取り扱い方、使用に関するルール作りについて、保護者への啓発に努める。

7 重大事態への対応

- ・いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、すぐに市教育委員会に報告・相談する。
- ・重大事態に関しては、市教育委員会の指導を得ながら、校内いじめ対策防止委員会及び拡大委員会を開催し、いじめ解消に向けた対策を講じていく。

8 取組体制の点検及び評価について

- ・学校評価においては、毎年度の取組について児童・保護者へのアンケート調査、教職員の評価を行う。その結果を学校ホームページ等で公表し、次年度の取組の改善に生かす。